

『令和7年度 雇用・労働分野の助成金のご案内(簡略版)』 正誤表

修正箇所 : 9ページ

「4 特定求職者雇用開発助成金 4-V 成長分野等人材確保・育成コース」 の下記赤太字部分

【正】

4 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
4-V 成長分野等人材確保・育成コース	
<p>①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成</p> <p>②就労経験のない職業(※1)に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成(※2)を行ったうえで賃金引上げ(※3)を行う事業主に対して助成</p> <p>(※1)雇入れの日の前日から起算して過去5年間に通算した就労の年数が1年未満である者を含む</p> <p>(※2)人材開発支援助成金を活用した訓練(1コースのOFF-JT訓練時間が10時間以上)</p> <p>(※3)雇入れ日等から3年以内に5%以上(最低賃金に達するまでの増額分は含めない)</p>	<p>特定求職者雇用開発助成金の各コース(4-I ~ 4-IV)の1.5倍の助成額</p>

【誤】

4 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
4-V 成長分野等人材確保・育成コース	
<p>①成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して助成</p> <p>②就労経験のない職業(※1)に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成(※2)を行ったうえで賃金引上げ(※3)を行う事業主に対して助成</p> <p>(※1)雇入れの日の前日から起算して過去5年間に通算した就労の年数が1年未満である者を含む</p> <p>(※2)人材開発支援助成金を活用した訓練(1コースのOFF-JT訓練時間が10時間以上)</p> <p>(※3)雇入れ日等から3年以内に3%以上(最低賃金に達するまでの増額分は含めない)</p>	<p>特定求職者雇用開発助成金の各コース(4-I ~ 4-IV)の1.5倍の助成額</p>